

2012年9月と2023年7月の比較

出典：日米合同委員会合意及び議事録骨子 日本国における新たな航空機(MV-22)

日本国における新たな航空機(MV-22)に関する合同委員会への覚書に係る特別措置について

※500 フィート=150m 200 フィート=60m

A) 最低飛行高度に関する記述

2012.9.19	2023.7.7
日米合同委員会合意及び議事録骨子 日本国における新たな航空機(MV-22)	日本国における新たな航空機(MV-22)に関する合同委員会への覚書に係る特別措置について
低空飛行訓練を実施する際は、 <u>地上から500フィート以上の高度で飛行</u> する(ただし、運用の安全性を確保するため、その高度を下回る飛行をせざるを得ないこともある)。	米海兵隊のMV-22による対地高度500フィート未満 <u>200フィートまでの飛行訓練</u> (以下「本訓練」という。)を日本国内で実施するため。

B) 低空訓練する際の記述

2012.9.19	2023.7.7
日米合同委員会合意及び議事録骨子 日本国における新たな航空機(MV-22)	日本国における新たな航空機(MV-22)に関する合同委員会への覚書に係る特別措置について
<ul style="list-style-type: none"> ● 低空飛行を含む飛行運用の一部として、乗組員は、訓練空域や訓練航法経路沿いにおける障害物や危険物について、定期的に報告し、変化について、情報伝達及び飛行計画チャートへの記載のためしかるべき部局に継続的に報告する。 ● 最大限の安全性を確保するため、乗組員は、訓練航法経路を定期的に見直し、検証する。安全性を確保し、住民に与える影響を最小限にするため、経路の位置は時間の経過とともに修正され得る。 	<p>米海兵隊のMV-22部隊は、各訓練の実施に向け、事前に以下の準備を実施する。</p> <p>A) 事前調査 米海兵隊のMV-22部隊は、500フィート未満の高度で本訓練を行う前に、本訓練における飛行経路の安全性及び有用性を確認するため、地誌調査及び地上から500フィート以上の飛行による調査を実施する。</p> <p>B) 慣熟飛行 米海兵隊のMV-22部隊は、本覚書の全ての要素を確実に遵守するべく、実際の経路で本訓練を行う前に、<u>危険や懸念がある区域</u>を確認するために、500フィート以上の高度における実際の本訓練の経路に沿った慣熟飛行又はシミュレータによる慣熟飛行を行う。米海兵隊のMV-22部隊は、全ての操縦者がこれらの<u>危険や懸念を認識</u>するよう徹底する。</p>

C) 低空飛行の実施場所

2012.9.19	2023.7.7
日米合同委員会合意及び議事録骨子 日本国における新たな航空機(MV-22)	日本国における新たな航空機(MV-22)に関する合同委員会への覚書に係る特別措置について
	米海兵隊のMV-22は、 沖縄県を除く日本国内の山岳地帯 の訓練航法経路(別図参照)において、本訓練を実施することができる。訓練航法経路は、訓練分科委員会における協議を通じ、変更することができる。
	米海兵隊のMV-22は、周辺地域への影響を最小限とするため、本訓練を実施する際には、 自衛隊が飛行しない地域は、飛行しない 。防衛省は在日米軍に対して、これらの飛行しない地域に関する更新が生じた際は通知する。

D) 飛行中動力装置停止などの緊急の場合

2012.9.19	2023.7.7
日米合同委員会合意及び議事録骨子 日本国における新たな航空機(MV-22)	日本国における新たな航空機(MV-22)に関する合同委員会への覚書に係る特別措置について
	米海兵隊のMV-22は、飛行中動力装置が停止した場合を含む緊急の際に、地上又は水上の人に対する傷害又は物件に対する損害をもたらすことなく 安全に着陸できる訓練航法経路を使用 する。米海兵隊のMV-22は、住宅地、学校、幼稚園／保育園、老人ホーム、病院、石油化学 コンビナート地帯、原子力・火力・風力発電関係施設、重要文化財指定建造物、競馬場、 行事又は競技が行われている野球場その他の競技場等の上空を飛行しない 。
	米海兵隊のMV-22は、不時着陸を行わざるを得ない場合にも、地上又は水上の人に対する傷害又は物件に対する損害をもたらすことなく、また、物件が点在する地域においては送電線を含む人工障害物から十分な距離を保つことができる高度を飛行する。

E) 市民へ情報発信構築

2012.9.19	2023.7.7
	米海兵隊のMV-22部隊は、本訓練を行う2日前までを基準とし、 自衛隊の関係方面隊等に通報 し、訓練航法経路に沿って本訓練を開始する前に、訓練日、時間帯、機数、飛行経路及びその他必要な情報を提供するとともに、 必要に応じて米軍又は自衛隊の他の適切な機関 と事前調整を行う